入　札　説　明　書

京都府立宮津天橋高等学校学舎間移動バス運行業務委託に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　公告日

令和８年３月５日

2　契約担当者

京都府立宮津天橋高等学校　校長　深田　聡

3　担当組織

〒626-0034　京都府宮津市字滝馬 23

京都府立宮津天橋高等学校

電話番号　0772-22-2116

4　入札に関する事項

(1)　業務の名称及び数量

京都府立宮津天橋高等学校学舎間移動バス運行業務　一式

(2)　業務の仕様等

別添「京都府立宮津天橋高等学校学舎間移動バス運行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3)　業務期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日

(4)　業務を行う場所

京都府立宮津天橋高等学校両学舎間等

5　一般競争入札に参加することができない者

(1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

(2)６の(6)(7)に該当する者

6　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者で、資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

(1)　府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(2)　審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の１月１日をいう。以下同じ。）において、直前２営業年

度以上の営業実績を有しない者

(3)　申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

(4)　運行中、または運行前に、車両が事故及び故障その他の理由により運行を中断したときに、委託者が連絡をして代替車両による運行を再開するなどの適切な措置を講じて、当該運行業務を継続して行うことができない者

(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていない者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(7)　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

7　資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立宮津天橋高等学校長(以下「学校長という。）に申請書（別記第１号様式）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1)　申請書の交付期間等

ア　交付期間

令和８年３月５日（木）から令和８年３月19日（木）までの間（3月６日（金）・土曜日、日曜日を除く。）とする。

イ　交付場所

３に同じ。

ウ　交付方法

(ｱ)　直接交付を受ける場合

交付期間中の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に交付する。

(ｲ)　郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手 140 円分を添付の上、送付先を明記した角形２号封筒を同封の上申し込むこと。

(2)　申請書の提出期間等

ア　提出期間

令和８年３月５日（木）から令和８年３月19日（木）までの間（3月６日（金）・土曜日、日曜日を除く。）とする。

イ　提出場所

３に同じ。

ウ　提出方法

(ｱ)　持参の場合

提出期間中の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に提出すること。

(ｲ)　郵送の場合

提出場所宛てに書留郵便で送付すること（アの提出期間内に必着のこと。）。

エ　添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ｱ)　法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

(ｲ)　府税納税義務者にあっては、府税納税証明書（別記第２号様式）

(ｳ)　消費税及び地方消費税納税証明書

(ｴ)　審査基準日の直前の２営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調書（別記第３号様式）

(ｵ)　法人にあっては審査基準日の直前２営業年度に係る財務諸表（賃貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得

税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書

(ｶ) 取引使用印鑑届（別記第４号様式）

(ｷ) 一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類

(ｸ) ６の(4)に該当しないことを説明することができる書類

(ｹ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第５号様式）

(ｺ) ６の(5)から(7)までに該当しない旨の誓約書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書(別記第６号様式)で通知する。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立宮津天橋高等学校学舎間移動バス運行業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、８による資格審査の結果を通知した翌日から令和８年３月 31 日までとする。

11 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（９の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第７号様式）により当該変更に係る事項を学校長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

12 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（５又は６の(1)から(7) までのいずれかに

該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると、学校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア　個人が死亡したときは、その相続人

イ　個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ　個人が法人を設立したときは、その法人

エ　法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ　法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2)　(1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(別記第８号様式、以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他学校長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3)　(2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書（別記第９号様式）で通知する。

13　参加資格の取消し

(1)　参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、又は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。

(2)　参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3)　(1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書（別記第 10 号様式）で通知する。

14　入札手続等

(1)　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和 8 年 3 月 27 日（金)午前 10 時 30 分

イ　場所

京都府宮津市字滝馬 23

京都府立宮津天橋高等学校宮津学舎　会議室

(2)　入札の方法

ア　持参又は郵送によることとし、電送による入札は、認めない。

イ　代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ　入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府立宮津天橋高等学校学舎間移動バス運行業務入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ　資格審査の結果、資格を有すると認められたものが１名であっても、原則として入札を執行する。

オ　入札回数は２回までとする。

カ　令和８年度京都府立宮津天橋高等学校学舎間移動バス運行業務に係る一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク　入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3)　郵送による入札方法

ア　受領期限

令和８年３月 26 日(木)

イ　提出先

３に同じ。

ウ　その他

(ｱ)　郵便の種類は、書留郵便とする。

(ｲ)　封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「京都府立宮津天橋高等学校学舎間移動バス運行業務入札書在中」と記入するとともに審査結果通知書又はその写しを同封し、京都府立宮津天橋高等学校長あての親展とする。また、予定価格範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うので再度入札に参加する場合は再入札書を別の中封筒に入れ、「再入札書在中」と記載し、表封筒に同封する。

(ｳ)　入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理入が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4)　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5)　入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6)　入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7)　入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア　質問は、配付した質問書に記入し、本校宮津学舎まで持参するか、郵送、メール又はファクシミリで送付すること。軽易な内容については、電話で尋ねることもできる。特に連絡のなかった場合は、質問なしとみなす。

(ｱ)　質問受付日時

令和８年３月５日(木)～令和８年３月 23 日（月）午後５時まで

連絡先　京都府立宮津天橋高等学校宮津学舎事務部

電話番号　0772-22-2116

FAX 番号　0772-22-2117

(ｲ)　回答書交付日時及び方法

交付すべき回答書がある場合は、全員に交付日時を連絡する。

また、軽易な内容のものは、質問者のみに回答する場合がある。

なお、回答は、入札当日、入札に先立って行うことがある。

イ　質問・回答の取扱い

質問・回答は仕様書の一部として、入札条件とする。

(8)　入札書に記載する金額

ア　落札決定に当たっては、バス委託料については入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、高速道路利用料については入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、バス委託料については見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を、高速道路利用料については見積もった金額を入札書に記載すること。

イ　入札書に記載する金額は、内訳書に基づき契約期間に要する経費を記載すること。

(9)　開札

ア　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10)　再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。郵送による入札の場合、参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が直接入札する場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

(11)　入札の無効

次のアからクまでのいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア　５に掲げる者または６に掲げる資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　委任状を持参しない代理人のした入札

エ　金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ　関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク　その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(12)　落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が２以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

15　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16　入札保証金

免除する。

17　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の５相当額の違約金を徴収する。

18　契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第２項各号のいずれかに該当する

場合は、免除する。

19　契約書作成の要否

要する(別紙契約書案により作成するものとする。)。

20　その他

(1)　この入札説明書に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2)　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

(3)　仕様書、契約書案等については、入札室入室後速やかに返却すること。

(4)　入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

(5) 本件は、令和８年度当初予算が京都府議会において議決されることを前提とするもので、本件に係る令和８年度予算が京都府議会において議決されない場合は、契約を行わないものとする。ただし、本件に係る行為は、京都府の一般競争入札における参加資格取消し等の措置対象とする。

また本件は、年度開始前に開札まで行うが、その際落札決定は後日通知することとして留保し（ 落札予定者としての位置付けに留める）、予算が成立すれば新年度令和８年４月１日に落札決定し、同日、落札決定通知を行うとともに契約締結することとする。